

矢吹町森林整備計画

福島県

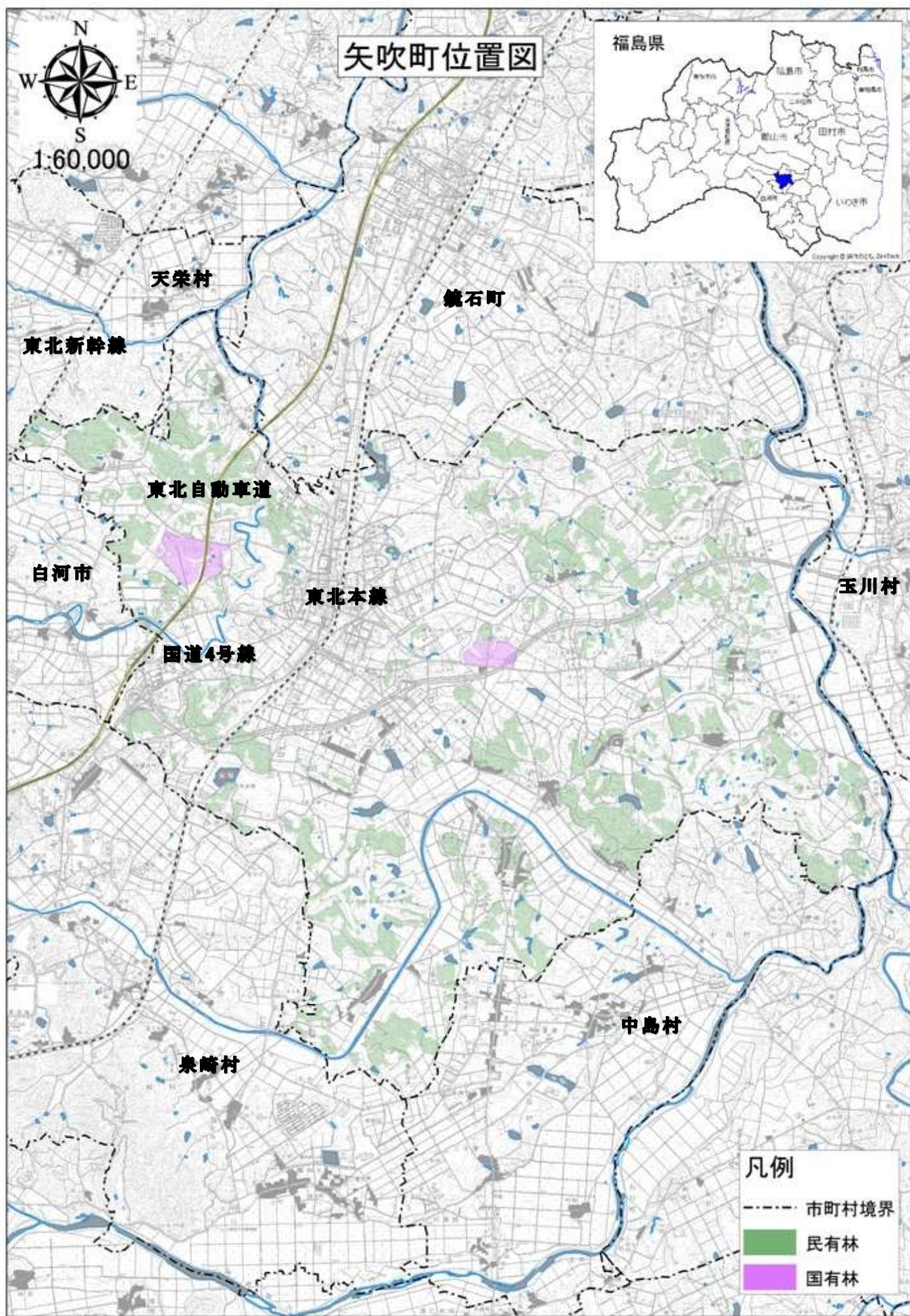
矢吹町

# 矢吹町森林整備計画

(令和5年度変更)

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 12 年 3 月 31 日

福 島 県  
矢 吹 町



# 目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1 森林整備の現状と課題	5
2 森林整備の基本方針	5
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林の整備に関する事項	8
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	8
1 樹種別の立木の標準伐期齢	8
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第2 造林に関する事項	10
1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	11
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5 その他必要な事項	14
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	15
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
3 その他必要な事項	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5 その他必要な事項	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	22

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	23
<b>第7</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>24</b>
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3	作業路網の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	26
<b>第8</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>27</b>
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
<b>III</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	<b>29</b>
<b>第1</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>29</b>
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
<b>第2</b>	<b>森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	<b>30</b>
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	30
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	31
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>32</b>
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	32
4	その他必要な事項	32
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>33</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	34

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

矢吹町は、福島県中通り地方南部の中央付近に位置する面積6,040ヘクタール、人口17,370人（平成27年度）の町である。藩政時代には奥州街道の宿場町として栄え、昭和30年に完成した羽鳥ダムからの用水によって原野であった「矢吹ヶ原」は豊かな農業地帯へと変貌を遂げ、現在に至っている。

林野面積は1,090ヘクタールで、林野率18%、国有林はなく全て民有林である。そのうち針葉樹を主体とした人工林面積は181ヘクタールであり、人工林率は17%と圧倒的に天然林が多い状態である。人工林は各地に散在しており施業の共同化が行いにくい状況である。

人工林においては、10齢級以上の伐期を迎えた林分及び高齢化した林分が64%と半数以上を占め、7～9齢級も24%となっている。天然林においては、10齢級以上が72%、7～9齢級が18%となっている。いずれも高齢化が著しく利用されずに放置されている状況が窺える。

また、平成23年3月に発生した株式会社福島東京電力第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響により、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性は依然として高いことから、森林内の放射性物質の低減を図りながら森林の整備を積極的に実施する必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

## (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

### ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

### イ 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

該当なし

### ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

### エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

### オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ア 水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

### イ 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

該当なし

### ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

#### **エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林**

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

#### **オ 木材等生産機能維持増進森林**

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### **3 森林施業の合理化に関する基本方針**

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林G I Sの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 45	年 50	年 40	年 40	年 55	年 15	年 65	年 20

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ヘクタール以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したのものするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行いことが適当である森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、矢吹町農業振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。  
。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別の植栽本数

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	1, 500~3, 000
ヒノキ	1, 500~3, 000
アカマツ	5, 000
カラマツ	1, 500~2, 500
広葉樹	1, 500~6, 000

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、矢吹町農業振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

##### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林の方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法について下表のとおり定めるものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付け予定地の雑草木、笹類など、植え付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは、末木枝条とともに山腹の適切な所に集積し棚積み等を実施すること。 また、植え付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合には、刈り払った雑草木や末木枝条を林地全面に散布し、林地の保全に努めること。
植付けの方法	植え付け地点を中心に、周囲 60～70 cm 程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40 cm 四方、深さ 25～30 cm 程度の植え穴を掘って植え付ける普通穴植え法により行うが、凍結や乾燥の恐れがある所では、普通より 5～6 cm 深植えを行うこととする。
植栽の時期	植え付けは無風、曇天、降雨直前等の適期に実施する。 また、早春の樹木が成長を始める前で、乾燥期を避けた時期に行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に更新するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

#### 天然更新の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新 が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に 10 分の 3 を乗

じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000本／ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」(平成24年8月16日付け24森第905号)によるものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内の存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

### (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況 ・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点での生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

## 5 その他必要な事項

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の収集等も踏まえ、萌芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき					標準的な方法
			標準的な林齢(年)					
			初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象灾害等を検討の上、行うこと。 ・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	一	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	40	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ	○ ○ ○ ○	◎ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	△ △ △ △	△ △ △ △	△ △ △ △	△ △ △ △							
つる切り	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ							△ △ △ △		○ ○ ○	○ ○			○ ○ ○		
除伐	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ							△ △ △ △		○ ○ ○	○ ○		△			
枝打ち	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ								△ △		○ ○					

保育の種類	樹種				標準的な方法						備考	
		年 18	19	20								
下刈り	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ				植栽木が下草より抜け出すまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。						◎印は必要に応じて年2回実施する。 ○印は必要に応じて年1回実施する。 △印は必要に応じて実施する。	
つる切り	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。							
除伐	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。							
枝打ち	スキ ヒノキ アカマツ カラマツ			○ ○	病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。							

(注) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

### 3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

別表1のとおり。

#### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 55	年 60	年 50	年 50	年 65	年 25	年 75	年 30

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成

の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

別表1のとおり。

#### イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 90	年 100	年 80	年 80	年 110	年 30	年 130	年 40

#### (イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力のきわめて弱い土壤からなっている箇所、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壤からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

#### (ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

## **2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法**

### **(1) 区域の設定**

別表 1 のとおり。

### **(2) 施業の方法**

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

## **3 その他必要な事項**

### **(1) 施業実施協定の締結の促進方法**

該当なし

### **(2) その他**

該当なし

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の的確な実施を図るものとする。

## 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落ごとの協議会を開催し、合意形成に努めるものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

町・森林組合による各地域ごとに協議会を開催し、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。特に町内不在による森林所有者の森林の整備が十分出来ていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

- 森林施業共同化重点的実施地区の設定計画  
該当なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

#### ア 年次別実施計画の作成について

森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者はその計画の実施管理を行うものとする。

また、間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施するものとし、必要に応じて林業事業体等への共同委託を行うものとする。

#### イ 作業路網その他の施設の維持運営について

作業路網その他の施設の維持運営については、共同作成者が共同により実施するものとする。

#### ウ 責務の明確化について

共同作成者の一部の者が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ 施業実施協定の締結について

共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

**4 その他必要な事項**

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

単位 路網密度 : m / h a

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	架線系作業システム	16以上	4<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5以上	0以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類 (区分 )	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
該当なし								

- 注 1 開設・拡張別に記載し、それぞれの総数を記載する。  
2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄（）に付して併記する。  
3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産省大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。  
4 位置欄は、字、林班等を記載する。  
5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。  
6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。  
7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。  
8 路線の起点と終点を記載する必要のある場合は、備考欄に記載する。  
9 （）が付された項目の記載は任意とする。

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成

して適切に管理するものとする。

## (2) 細部路網に関する事項

### ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針と福島県における運用細則に則し開設するものとする。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の育成及び確保の方向

本町を含む関係市町村の森林施業に従事する森林組合は、業務量が少ないこと等から労務班員の通年雇用が難しく、流域内の関係市町村と共同で林業の担い手の養成・確保を検討することとする。

また、林業事業体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

#### (2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用図ることが重要である。

本町の林業は、小規模経営の上、農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

##### イ 林業家後継者等の育成

林業後継者の育成を図るために、各種研修会等を実施し林業知識と技術の習得を図るとともに、林業に積極的に就業できる環境及び機械化を図る。特に、特用林産物生産研究グループ等の活動を支援し後継者を育成する。

##### ウ 林業事業体の体质強化方策

森林組合等林業事業が連携し、地域が一体となって事業量の計画的・安定的確保に努めるとともに事業範囲の拡大等の促進を図る。また、林業労働力の需要・情報の収集・整備・各種保険等雇用関係の就労条件等の改善を図り林業事業体の体质強化推進する

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する

#### 事項

#### (1) 機械化の促進方向

本町の林業は小規模兼業型であるが、作業現場の集団化を進め、林業機械の利活用による小型高性能機械の導入条件整備を図るとともに、機械化については機械の効率的使用の観点から、流域内の他の市町村との共同化等により稼働率を高め、作業コストの低減に努めるものとする。

また、機械化の推進にあたっては、作業路等路網の整備を図り、機械の導入については技術講習会等で技術の習得を図り、安定した就労環境を整備し、労働災

害の発生を防止する。

## (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材	急傾斜	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー プロセッサー 林内作業車 小型集材機
	緩傾斜	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー プロセッサー 林内作業車
造林 保育等	地拵, 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打ち	ノコギリ	自動枝打機

## (3) 林業機械化の促進方策

地域の現状にあった小型高性能機械を、制度資金等を活用して導入し、コストの低減を図る。

また、共同利用による伐採、集材を一本化し、稼働率を高めることにより、労働力の軽減と若年者の就労の促進を図る。

## (4) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るために、キャビン付き高性能林業機械等の使用を促進するものとする。

# 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

## ○ 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
〃	沢尻	780m <sup>3</sup>	△3	該当なし			

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方 法

###### (1) 区域の設定。

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。対象鳥獣がニホンジカの場合の被害対策は、人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器を使用した捕獲の実施。

##### 2 その他必要な事項

本町では具体的な鳥獣による林業被害は発生していないが、目撃情報等により発生する恐れがあるため、早期の被害発見に努め、被害が発生した際には速やかに対策を行うようにする。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する

### 事項

#### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

本町における松くい虫の被害状況は、近年の防除努力により横ばい状態になっているが、依然として、高齢級の松林を中心に被害が続出している。

このような状況から、保全すべき森林における被害を沈静化（終息型微害）させることを目標に、森林病害虫等防除事業等により被害木の伐倒駆除・樹種転換を推進し、被害地域の拡大防止につとめ、森林所有者等に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成を推進する。

また、松くい虫以外の病害虫被害については、被害状況や被害森林の公益的機能等に配慮した諸対策を講じるものとする。

保全すべき森林は、別表4のとおり。

##### (2) その他

森林病害虫の防除に当たっては、町・県・森林組合や森林所有者との連絡を密にして、早期発見・早期駆除に努める。

#### 2 鳥獣害対策の方法(第1号に掲げる事項を除く)

本町では具体的な鳥獣による林業被害は発生していないが、目撃情報等により発生する恐れがあるため、早期の被害発見に努め、被害が発生した際には速やかに対策を行うようとする。

#### 3 林野火災の予防の方法

近年、森林への関心の高まりにより入山者が増加し、林野火災の危険が増大してきていることから、山火事予防運動による林野火災の未然防止についての普及活動を行うとともに、初期消火機材の配備を図るものとする。

さらに、火災、気象災等による被害を補てんし、林業経営の安定、森林資質の維持培養等に資するため、森林保険への加入促進を図るものとする。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のため、森林又は森林に接近している土地において、火入れを行う場合には、事前に町長の許可を得なければならない。また、火入れに当たっては、乾燥時・強風時を避けるとともに延焼を防止する措置をとること。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
赤沢		9林班(1-2,33,34,40-49, 115-281小班を除く) 11林班	

注) 病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

### (2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに、地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病害虫や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
滝八幡	8-5～8-14	4.36	—	4.36	—	—	—	
大池	10-1～10-11	4.58	—	4.58	—	—	—	
一本木 諏訪の前 文京町	11-1,2, 11-12 ～ 11- 15, 11-17, 11-36 ～ 11- 38	12.41	1.79	10.62	—	—	—	制御林の 面積風害 防備保安 林・保健 保安林 3.70ha

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の

#### 施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は天然更新補助作業を行うこととし、5年以内に更新を完了するものとする。
保育	植栽については、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
伐採	景観の向上・林内照度の維持を図るため、必要に応じ下刈り・枝払い等を行うこととする。伐採については、原則として択伐とする。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

#### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
矢吹町	1～33林班	1081.29ha

#### (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

### 2 生活環境の整備に関する事項

#### ○ 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
大池周辺林	大池	4.45ha 管理・史料館 2棟 創作・陶芸館 2棟 キャンプ場・冒険の森 1.7ha 日本庭園、お茶室 ソフトボール場 遊歩道 2.0km			▽1
三十三観音 史跡周辺	滝八幡	2.8ha 東屋 1棟 遊歩道 0.5km			▽2

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

特になし

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

### (3) その他

特になし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	施業種	面積	備考

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班	29.73
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11林班(12-15,17小班)	3.70
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8林班(5-14小班) 10林班(1-11小班) 11林班(1,2,12-15,17,36-38小班)	21.35
その他公益的機能の維持推進を図るための森林の施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図る森林	全域(11林班(12-15,17小班)を除く)	1086.52
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1林班	29.73
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	8林班(5-14小班) 10林班(1-11小班) 11林班(1,2,12-15,17,36-38小班)	21.35
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
該当なし		

【別表4】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
赤沢・大池		9林班(33-34,40-49小班) 10林班(1-11小班) 大池(大池公園内の松林)	